⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Mitsuaki Akitani, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Pencil
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　16th November 2017.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi　Minato-ku,　Tokyo　106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 29 年 9 月 25 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　髙田　昌行
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第 22 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京国際空港Ａ滑走路高速脱出誘導路他舗装等工事
⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港　東京国際空港内
⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港Ａ・Ｃ滑走路高速脱出誘導路部、Ｃ滑走路ＬＯＣ用地部、Ｃ誘導路部及びＬ誘導路部の土工、撤去工、舗装工、排水工、擁壁工、防護柵設置工、付帯工、標識工、緑地工及び仮設工の施工を行うものである。
⑸　工期　契約締結日から平成31年３月29日まで
⑹　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
　また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
　なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等舗装工事における客観点数が1,050点以上であること。）
　②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等舗装工事における客観点数が1,050点以上であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成14年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
ア）航空機離発着回数10万回以上の供用中の空港において、「空港土木施設」※に係わる工事を施工した工事
イ）110,000㎡以上のアスファルト舗装工を施工した工事
　上記ア）とイ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。
※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。
　なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共